

ご利用 いただける方	<p>① 満18歳以上である方（学生の方は除きます） ※ 就職先が内定している方はお申込み可能です。</p> <p>② 安定継続した収入がある方（または満30歳未満の学生等で就職先が内定している方）</p> <p>③ 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方</p> <p>④ （一社）しんきん保証基金の保証を得られる方</p>
お使いみち	<p>お申込人またはお申込人のご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車を含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金</p> <p>① 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）</p> <p>② 車検、修理費用</p> <p>③ パーツ・オプションの購入・取付費用</p> <p>④ 自動車保険費用</p> <p>⑤ 運転免許取得費用</p> <p>⑥ 車庫設置費用</p> <p>⑦ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>⑧ お申込人が①から⑦を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>次のいずれかに該当するものは対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業性資金 ・ 個人間売買による購入費用 ・ お支払先が、お申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ・ 支払済資金
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000万円以内（就職内定者特例のご利用は200万円以内）
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヵ月以上10年以内
ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利4.45%（保証料含む） ・ 変動金利2.50%（保証料含む） <p>なお、お取引内容に応じ、最大で0.30%の金利を優遇いたします。詳しくは窓口または渉外担当者にお問い合わせください。</p>
ご融資形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書貸付

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月まで） ※ ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です。 ※ 産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可能です（分割適用可）。なお、元金返済据置期間分の保証延長が可能です（保証期間は最長12年まで）。 ※ 就職内定者特例の場合、元金返済据置期間は6ヵ月以内または就職月の翌々月まで可能です。 ・ 申込人名義の普通預金口座からの自動振替による返済となります。 ・ 約定返済とは別に、残債務を繰り上げて返済することもできます。
お支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則としてご購入先へお振込みいただきます。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利に含まれます。
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ （一社）しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の書類をご準備ください。 ① 本人確認書類（写） <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証（表裏） 運転免許証を取得していない場合は、次のいずれかを徴求します。 ・ 個人番号カード（表のみ） ・ パスポート ・ 健康保険証（注） ・ 顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ・ 運転経歴証明書（表裏） <p style="margin-left: 20px;">（注）：健康保険証を徴求する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。</p> ② 年収確認書類（写） <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを徴求します。 ・ 市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2（所得金額用）等） ・ 確定申告書の控（税務署・市区町村の文書收受印のあるもの、インターネット利用による申告の場合は受信通知を添付） ・ 源泉徴収票 ・ 給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合） ・ 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳・電算機打出資料（前年1月～12月に振り込まれた年金額が確認できるもの） ・ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書 <p>※ 申込金額が100万円以内の場合は不要です。</p>

	<p>③ 資金使途確認書類（写） 見積書、注文書、請求書等（借換資金については融資残高確認書類）</p> <p>④ 就職内定者特例の場合、就職内定先が発行する内定を証明する書類（写）</p>
新規取扱手数料	・ 不要です。
繰上返済手数料	・ 不要です。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この申込みに関して、当金庫および当金庫提携の保証会社が取引上の判断をするにあたり、当金庫及び当金庫提携の保証会社の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に、お申込人の信用情報が登録されている場合には、当金庫および当金庫提携の保証会社が利用すること。 また、利用した場合には、その利用した日などが同機関に登録され、同機関の加盟会員が登録日から6ヵ月を超えない期間、それを取引上の判断として利用すること、以上をご了承ください。 ・ 変動金利を選択したお客様の借入後の利率は基準金利（当金庫の短期貸出最優遇金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ自動的に引き上げまたは引き下げられます。変更は毎年融資実行月および6ヵ月後応答月の1日を基準日として年2回見直しを行い、新利率は各基準日の1ヶ月後応答日の翌日以降で最初に到来する約定返済日の翌日から適用いたします。 ・ ご返済が遅滞した場合の損害金の割合は年18.25%（年365日の日割計算）とします。 ・ 毎月元利均等割賦返済とはご返済の初回から最終返済時まで、毎月のお支払い金額（元金返済部分+利息支払部分）が一定となるように計算されている返済方式です。 ・ 詳しい規定などは申込書（お客様控）に記載しております。 ・ 返済額の試算については窓口または渉外担当者にお問い合わせください。

2022年4月1日現在